

「フレイル予防普及促進事業」実施業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「フレイル予防普及促進事業」実施業務委託の受託候補者を選定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関し、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「フレイル予防普及促進事業」実施業務

(2) 業務内容

別紙1「業務委託仕様書」のとおり

※ 契約締結時の仕様は、この要領に示す内容及び応募者から提案があった内容に基づき、変更することがあります。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

3 委託費の上限額

2,600千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この上限額とは別に、契約手続きの中で予定価格を設定します。また、概算見積書の見積額が安価な提案を行った者を第一義的に採用するものではありません。

4 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次のいずれの要件も満たす者としてします。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (3) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人の場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業者の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- キ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ク 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続中若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
- シ 県税を滞納している者
- ス 民法（明治29年法律第89号）第13条第1項第10号に規定する制限行為能力者
- セ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

5 プロポーザル参加手続き

(1) 質問の受付

プロポーザルに関して質問がある場合は、「質問書（様式第3号）」を令和6年5月28日（火）17時00分【必着】までに電子メールで提出してください。

質問への回答は、5月30日（木）に県のホームページで公開します。

(2) 参加申込み

プロポーザルへの参加を希望する場合は、「プロポーザル参加申込書（様式第1号）」を6月3日（月）17時00分【必着】までに電子メールで提出してください。

参加申込書提出後、事情により参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を6月6日（木）17時00分【必着】までに電子メールで提出してください。

(3) 提出先

「11 提出先・問合せ先」のとおり

（提出後、必ず電話で到達を確認してください。）

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次の①～⑥の書類を電子メールで提出してください。

提案は参加業者1社につき1案までとします。

①企画提案書（様式任意）

- ・ 別紙1「業務委託仕様書」を参照の上、提案してください。
- ・ 本事業の目的、趣旨に沿った提案であり、委託費の上限の範囲内であれば、独自要素として実施項目を追加して差し支えありません。

②委託業務実施体制（様式任意）

- ・ 委託業務を実施するための実施体制及び配置担当者等を記載してください。

③概算見積書（様式任意）

- ・ 本委託業務の実施に伴うすべての経費を算出し見積書を提出してください。
- ・ 経費の内訳が具体的にわかるように記載してください。

④会社概要（様式第2号）

⑤官公庁及び民間等からの主な類似の受託実績（様式任意）

⑥その他参考となる書類

(2) 提出期限

令和6年6月6日（木）17時00分【必着】

(3) 提出先

「11 提出先・問合せ先」のとおり

（提出後、必ず電話で到達を確認してください。）

7 審査

(1) 審査方法

提出された企画提案書等により、書面審査を行います。提案の内容について個別にヒアリングを実施する場合があります。企画提案書等の内容を総合的に審査の上、事業実施に適切な業者を受託候補者として採用します。

なお、応募者が1者のみの場合は、各審査員の審査基準による評価点の平均点が6割以上となったときに受託候補者として選定します。

(2) 審査基準

別紙2「「フレイル予防普及促進事業」実施業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準」により審査を実施します。

(3) 審査結果

後日、書面で採否を通知します。

なお、審議結果に対する異議申立てはできないものとします。

また、次の事項については、県のホームページで公表します。

ア 選定した受託候補者の名称

イ 受託者候補者の選定理由

8 契約締結

(1) 受託候補者は、県と協議のうえ最終的な仕様を確定し、委託契約を締結するものとします。

(2) 委託費及び契約の詳細については、業務委託仕様書に定めるもののほか、別途協議して決定します。

9 留意事項

- (1) 次に掲げる場合については提案を無効とします。
 - ア 所定の日時、場所において提出すべき書類を提出しなかった場合
 - イ プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- (2) プロポーザルの参加に要するすべての費用は、参加者負担とします。
- (3) 業務遂行に関する重要な事項については、その都度、県の指示に従い、遂行するものとします。
- (4) 受託事業者は、委託事業を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。委託業務終了後も同様とします。

10 スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 質問書提出期限 | 令和6年5月28日（火）17時00分 |
| (2) 質問書への回答（県） | 5月30日（木） |
| (3) 参加申込書提出期限 | 6月3日（月）17時00分 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 6月6日（木）17時00分 |
| (5) 結果通知発出、受託候補者公開（県） | 6月11日（火） |
| (6) 委託契約締結 | 6月中旬 |

11 提出先・問合せ先

富山県厚生部健康対策室健康課健康増進・歯科保健担当 森本、山岸
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

電話：076-444-3222 FAX：076-444-3496

E-mail：akenkotaisaku@pref.toyama.lg.jp

（提出後、必ず電話で到達を確認してください。）